

第2期 田原市障害者計画

(第4期 田原市障害福祉計画)

2015-2017

概要版

お互いが大切な人と認めあい、
共に育ち、共に暮らすまち



田原市障害者計画とは

この計画は、障害のある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりの中で活力を身につける共生のまちづくりを進めるため、障害者基本法に定められる「**障害者計画**」と障害者総合支援法※に定められる「**障害福祉計画**」を一体的に策定するものです。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

基本的な考え方

平成19年の「障害者の権利に関する条約」署名以降、わが国の障害福祉施策に関する法律は大きく変化し、国全体で権利意識が高まるよう取組みが進められています。

本市においても、田原市の「みんなが幸福を実現できるまち」を目指し、障害のある人の権利についての理解が浸透し、差別や偏見のない、障害の有無に関わらずあらゆる分野の活動に関する機会が確保された「**共生のまち**」の**実現**を目指す必要があります。

5つの視点

この計画は、障害のある人を取り巻く**7つの分野別施策**について検討し、すべての分野において、当事者の視点である**5つの視点**により、方針を定めました。

- 自己決定の尊重と意思決定の支援・・・(わたしが選び、わたしが決める)
- 当事者本位の総合的支援・・・(切れ目ない支援を行う)
- 障害特性に配慮した支援・・・(障害の特性を理解しよう)
- バリアフリーの推進・・・(だれもが利用しやすく)
- 総合的かつ計画的な取組の推進・・・(みんなで考え、みんなで進める)



7つの分野別施策

7つの分野ごとに、重点課題と課題解決のための方針を定め、施策を推進します。また生活支援分野を障害福祉計画と位置づけ、福祉サービス等の基盤整備を推進します。

分野	分野別の重点課題	課題解決のための方針
生活支援	<ul style="list-style-type: none">●相談支援体制の充実●福祉サービスの充実●障害児支援の充実●サービスの質の向上●人材の育成と確保	障害福祉計画として位置づけ (次ページ参照)
保健・医療	<ul style="list-style-type: none">●医療機関等との連携●障害者の健康に関する取組み●こころの健康に関する取組み●障害者の医療に関する取組み	<ul style="list-style-type: none">○医療と福祉の連携の推進○健康診査や健康相談等の充実○相談窓口の充実と周知啓発○医療費の負担軽減
教育・文化 芸術・スポーツ	<ul style="list-style-type: none">●インクルーシブ教育に関する取組み●切れ目ない支援体制の構築●文化芸術、スポーツ振興に関する取組み	<ul style="list-style-type: none">○障害児生徒学校介助員に関する取組み○障害児教育の環境整備○特別支援学校等との連携○文化活動・スポーツ等への支援○図書館活用の支援○当事者団体への支援
就労・雇用	<ul style="list-style-type: none">●障害者雇用の促進●福祉的就労環境の充実	<ul style="list-style-type: none">○就労移行支援事業所等との連携○就労支援機関との連携○障害者雇用に関する周知啓発○障害者就労施設等への優先調達の推進
生活環境	<ul style="list-style-type: none">●障害者に配慮したまちづくりの推進●情報を得やすくするための取組み●行政サービスにおける配慮	<ul style="list-style-type: none">○バリアフリー化に関する取組み○市営住宅等の活用に関する取組み○グループホームの整備に関する取組み○公共交通等に関する取組み○市街地の整備に関する取組み○意思疎通支援の充実○情報のバリアフリー化○行政窓口等における配慮○選挙等における配慮
安心安全	<ul style="list-style-type: none">●防災対策の推進●防犯対策の推進●消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者台帳の作成○避難行動支援体制の構築○情報伝達体制の整備○防災教育・訓練の充実○警察との連携○心配ごと相談等の充実○消費生活相談等の充実
差別解消 権利擁護	<ul style="list-style-type: none">●障害者差別解消の推進●虐待防止の推進●権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">○障害者差別解消に関する周知啓発○障害者虐待防止センターの充実○成年後見センターとの連携○意思決定支援に関する取組み

生活支援分野の重点課題と施策（障害福祉計画部分）

障害のある人も地域で安心して生活できるよう、相談支援体制や福祉サービス等の充実を図ります。また、そのために必要となるサービスの質の向上や人材の確保・育成について方針を定め、施策を推進します。

生活支援分野の重点課題

課題解決のための方針

相談支援体制の充実

- 障害者総合相談センターの充実
- 地域包括支援センターとの連携
- 成年後見センターとの連携
- 教育サポートセンターとの連携
- こども発達相談室との連携
- 子ども若者相談窓口 はなそう との連携
- 広域的機関との連携
- 地域の関係団体との連携
- その他の関係機関との連携

福祉サービスの充実

- 地域生活移行に向けた取組み
- 地域生活支援拠点等の整備
- 一般就労移行に向けた取組み
- 障害福祉サービスの状況と推計
- 地域生活支援事業の状況と推計
- その他サービスに関する方針

障害児支援の充実

- 障害児支援体制の構築
- 障害児保育に関する取組み
- 障害児通所支援等の状況と推計
- その他のサービスに関する方針

サービスの質の向上

- 当事者活動の活性化
- サービス提供事業所等の増加に向けた取組み

人材の育成と確保

- 福祉サービス従事者の支援力向上に関する取組み
- 田原市立田原福祉専門学校の取組み
- 福祉教育の推進
- 市民活動やボランティア活動の活性化

計画の推進

計画の推進に当たっては、**田原市障害者自立支援協議会**で情報を共有し、関係機関との協働のもと、課題解決に向けての取組みを進めます。

また、「**共生のまち**」**田原市を考える会**を、田原市の障害福祉施策に関する周知啓発団体と位置づけ、市民への広報啓発活動を実施します。

障害福祉計画に関する数値目標

障害者総合支援法等に定められるサービスの整備に関する数値目標や成果目標を定め、目標が達成できるよう、随時状況の評価をし、施策を推進します。

サービス種類		H27	H28	H29	施設入所者数
訪問	居宅介護	969 時間 51 人	1,026 時間 54 人	1,083 時間 57 人	89 人 → 84 人 (H25 年度末時点) (H29 年度末時点)
	重度訪問介護	248 時間 2 人	248 時間 2 人	248 時間 2 人	
	同行援護	30 時間 3 人	40 時間 4 人	50 時間 5 人	地域生活移行者数 3 人 → 11 人 (H24~H25 年度) (H27~H29 年度)
	行動援護	64 時間 4 人	80 時間 5 人	96 時間 6 人	
	重度障害者等包括支援	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	
日中活動	生活介護	3,640 人日 182 人	3,700 人日 185 人	3,760 人日 188 人	一般就労移行者数 1 人 → 5 人 (H24 年度) (H29 年度)
	自立訓練（機能訓練）	23 人日 1 人	23 人日 1 人	23 人日 1 人	
	自立訓練（生活訓練）	23 人日 1 人	23 人日 1 人	23 人日 1 人	
	就労移行支援	324 人日 18 人	360 人日 20 人	396 人日 22 人	就労移行支援利用者数 9 人 → 22 人 (H25 年度) (H29 年度)
	就労継続支援（A型）	288 人日 14 人	300 人日 15 人	400 人日 20 人	
	就労継続支援（B型）	825 人日 55 人	855 人日 57 人	855 人日 57 人	
	療養介護	1 人	1 人	1 人	地域生活支援拠点整備 面的整備型の拠点 (H29 年度までに整備)
	短期入所	304 人日 38 人	312 人日 39 人	328 人日 41 人	
	共同生活援助	24 人	29 人	35 人	
	施設入所支援	89 人	87 人	84 人	
相談支援	計画相談支援	78 人	83 人	85 人	
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人	
	地域定着支援	2 人	2 人	2 人	
児童	児童発達支援	30 人日 3 人	40 人日 4 人	40 人日 4 人	
	放課後等デイサービス	30 人日 2 人	30 人日 2 人	75 人日 5 人	
	保育所等訪問支援	5 人日 1 人	10 人日 2 人	10 人日 2 人	
	障害児相談支援	1 人	2 人	3 人	